

# BTMU

## CHINA WEEKLY

### トピックス：「保税物流園區」の活用について

中国初の自由貿易港として、2003 年 12 月国務院の批准を受けて上海外高橋に「保税物流園區」（以下「園區」）が設立され、続いて 2004 年には寧波、大連、廈門、青島、天津、張家港、深圳の 7 ヶ所も追加認定された。しかし、上海を除いてはその後の音沙汰があまり聞かれない。先般、本年 4 月に稼働したばかりの深圳の「塩田保税物流園區」を覗いてみる機会があったので、上海と深圳を比較して「園區」の活用について考えてみたい。

「園區」は、「区港連動」（保税機能を有する園區と海外との出入り口である港とが隣接し連動すること）というキャッチフレーズの下に国際調達や中継貿易等を行う国際物流センターを目指すと共に、「境内外」（国境内にあるが関税線の外にある）という性格により貨物が国内の「園區」外から「園區」内に入った時点で輸出されたものと見做し、直ちに輸出時の増値税を還付するという優遇措置を採っていることが大きな特徴とされる。然しながら、保税機能や増値税還付という点では、保税区、輸出加工区、物流センター等、類似の機能を有する地域が他にもあることから、「園區」の優位性が見出し難く利用が進まないようだ。

「園區」を利用した貨物の流れとしては、①海外⇒園區⇒国内、②国内⇒園區⇒海外③海外⇒園區⇒海外、④国内⇒園區⇒国内の 4 つに大別されよう。具体的には、①についてはベンダー・マネジement・インベントリーとして海外のベンダーが国内企業に対してジャスト・イン・タイムで部材を供給、②についてはバイヤーズ・コンソリデーションとして海外の企業が中国から調達した貨物を低コストで保管、③については海外からの貨物のコンテナ積み替え等を行う国際中継輸送として機能、④については「香港一日遊」(\*)の代替として、国内企業が加工貿易貨物を「園區」に搬入することで増値税還付を享受、といった形で活用される。

\*：輸入原材料が国内の複数工場での加工を経て最終的に輸出される場合、当該工場間の取引を輸出・輸入を行ったものと見做し、輸入原材料の関税、増値税を免除する転廠と呼ばれる取引があるが、華東地区では転廠取引について関税は保税とするものの増値税は国内取引と見做して課税するため、増値税の課税回避の為に実際に香港に一旦貨物を輸出し、中国に再輸入する「香港一日遊」を行うことが多い。

「園區」創設の背景には、華東地区における「香港一日遊」の物流コストと時間の問題を解決する意図があったとも言われていることから、現状「上海外高橋保税物流園區」では④の増値税還付享受型が取引の中心となっているという。一方、転廠取引が比較的認められやすい、或いは認められない場合はお隣の香港を利用すればよい華南に位置する「塩田保税物流園區」の場合、当然のことながら④の取引は殆どなく、代りに上記①、②乃至は単なる保税保管機能が主となっている。因みに、「塩田保税物流園區」を含む「塩田保税区」の進出企業は、23 社（物流 7 社、貿易等 16 社）全てが「園區」企業に認定されており、「保税区」と同様のオペレーションを展開していると言う。

ここで注意すべきは、①「香港一日遊」の代替とする再輸入拠点としての機能は、税関の規定上は明文化されていないということ、②今後「園區」と類似の機能を有する保税区、輸出加工区、保税物流センター等の地域で通関や増値税還付システムの整備が進めば、「園區」の増値税還付という優位性は徐々に低下すること、また③「園區」内の非居住者在庫の売買決済を中国内企業と外国企業との間で行う場合、中国においてPE認定という税務問題が発生する可能性もあるという点である。

こうして考えてみると、「園區」が目指す姿はその本来の目的である「区港連動」の方針に基づく、海外と国内、海外と海外を結ぶ香港のような自由貿易港ではないか。そうだとすれば、「園區」を利用する側は、こうした「園區」の将来性を視野に入れ、ベンダー・マネジement・インベントリー、バイヤーズ・コンソリデーション、国際中継輸送といった物流センター機能に目を向け、グローバルベースでの物流再構築を検討してみてもよいのではないだろうか。尤も、自由貿易港として機能するには、港湾整備は当然のこと、税制、為替管理法の整備等、ハード、ソフト両面の充実が前提となることを付言しておきたい。

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### ●上半期の「世界経済運営報告」ホットマネー流入に警告

国家統計局は 25 日、「2006 年上半期の世界経済運営状況及び通年の動向分析報告」を発表した。世界経済の情勢を分析した上で、中国経済の発展過程における問題点を指摘した。主な内容は以下の通り：

①ホットマネーの流入が続いている。今年 2 月以来、人民元切り上げ期待からホットマネーの流入が再び増加。2 月から 5 月の流入金額は各 10.2 億米ドル、44.5 億米ドル、53.1 億米ドル、125 億米ドルとなっている。ホットマネー流入抑制の具体策として、〈1〉為替相場の市場化改革の推進、〈2〉外貨需要の充足。「走出去」政策(企業の海外投資奨励)の積極推進、〈3〉資本流入の適宜制限。外貨供給の減少、を提案。

②本年上半期の対欧米輸出における貿易摩擦件数は 42 件、金額にして 5.8 億米ドルに上り、件数、金額共に前年同期を上回る。下半期は世界経済の成長加速の影響を受け、貿易黒字は引続き拡大の見込み。

③上半期の外貨準備高は 9,411 億米ドルに達する。米ドルは引続き弱含みにあることから、為替リスク・ヘッジの観点で外貨準備高の多様化を提言。

## 2. 産業

### ●1-6 月の自動車輸入量 激しく変動

商務部産業局によると、今年 1-6 月の自動車(セット部品を含む)輸入は前年同期比 63.5%増の 10.4 万台と大幅に増加した。但し、これは 4 月に実施された消費税率の調整(小型車の税率引下と大型車の税率引上)前の駆け込み輸入に拠るところが大きい模様。上半期の輸入台数、金額は年初比倍以上に増加したが、その後落ち込み、6 月の輸入台数は前年同月比+6.2%の微増に留まった。

### ●第 1 四半期外国資本の中国不動産購入 45 米ドル

国際的不動産仲介会社の DTZ によると、今年第 1 四半期の外国資本の中国不動産購入額は 45 億米ドルに達し、2005 年の 34 億米ドルを超えた。外国資本の割合は 83%に上る。外国資本の中国不動産投資が活発となったのは 2005 年だが、不動産取引は完了迄に時間が掛かり 2005 年に契約された取引の一部が今年に入って完了したことが第 1 四半期の数字を押し上げた要因という。今後は、外国人の不動産市場参入制限が厳しくなる為、外国資本も不動産投資には慎重になると見ている。外国資本の投資は北京と上海に集中しており、50%が北京、43%が上海、残り 7%が大連、哈尔滨、武漢、南京に分散している。資金源としては米国、シンガポール、オーストラリアが目立つ。投資対象は、オフィスビル 58%、店舗 30%で住宅は僅か 5%となっている。

## 3. 貿易・投資

### ●住宅譲渡所得に対する個人所得税の課税強化

国家税務総局は 18 日、「個人住宅譲渡所得に対する個人所得税徴収問題に関する通知」(国税発[2006]108 号)を公布した。8 月 1 日より施行。住宅譲渡所得に対し個人所得税の課税強化を目的とするもの。

具体的内容は、①個人所得税の納税完了を不動産使用权変更の前提条件とする。住宅譲渡の際に、営業税、契約税、土地増値税等と同時に譲渡所得税を納税。②契約価格を譲渡収入とする。申告価格が市場価格より著しく低い場合、税務機構は譲渡収入から課税価格を査定。③「不動産原価」の概念を明確にする。原価算定基準を販売住宅、自己建設住宅、経済适用房(住宅優遇政策の一種で政府が廉価で供給する住宅)、購入済み国有住宅、都市立退き住宅の 5 つに分類。④合理的費用を控除する。実際に支払った内装費用、住宅ローン金利、手数料、公証費等費用は合理的な費用として控除可能。⑤従来の個人所得税優遇政策は不変。

## 4. 金融・為替

### ●QDII 制度 初の海外投資枠 48 億米ドル承認

国家外貨管理局は、QDII 制度(適格国内機関投資家制度\*)に基づき、金融機関に対して初めて 48 億米ドルの海外投資限度額を承認した。対象銀行は中国銀行、中国工商银行、東亜銀行の 3 行で、外貨購入限度額はそれぞれ 25 億米ドル、20 億米ドル、3 億米ドル。建設銀行、交通銀行等の外貨購入限度額申請も既に受理されたと言われ、今後、海外投資枠は更に拡大が見込まれる。

\* 国家外貨管理局が国内の金融機関を指定し、中国の一般投資家が当該指定金融機関を通じて、香港市場など海外に上場している株式の取引を行えるようにする制度。

### ●2006 年世界トップ 1,000 銀行 中国の 25 行がランクイン

イギリスの「The Banker」が 2006 年世界トップ 1,000 銀行を発表。中国金融機関のランクイン数は前年の 19 行から 25 行に増え、うち 14 行のランキングが上昇した。

| 名称     | 2006 年の順位 | 2005 年の順位 |
|--------|-----------|-----------|
| 中国建設銀行 | 11        | 25        |
| 中国工商银行 | 16        | 32        |
| 中国銀行   | 17        | 11        |
| 中国農業銀行 | 60        | 37        |
| 交通銀行   | 65        | 105       |
| 招商銀行   | 173       | 198       |
| 中信銀行   | 188       | 200       |
| 中国民生銀行 | 247       | 287       |
| 浦東発展銀行 | 251       | 270       |
| 興業銀行   | 297       | 325       |

# EXPERT VIEW

## 中国でのリースの活用について

中国での現法運営時の課題の一つに資金調達の問題がある。中国では、金融機関に対する規制が多く、銀行・証券会社・保険会社・ノンバンク、リース会社等が提供できる業務は限定的である。例えば銀行は原始的な商業銀行業務しか認められていない。即ち、貸出、預金、決済（外国為替と内国為替）である。また、外商投資企業に対し、借入金額の上限制度、借入れ資金の両替規制等があり、資金調達金額・手法が限られてしまう。中国に進出している外商投資企業の一般的な資金調達方法は、資本金、親会社・関係会社借入、海外の金融機関からの外貨建て借入、現地での銀行借入（地場銀行、邦銀等）等が中心になるが、最近日系のリース会社の設立が増えてきているので、今回は中国でのリース方式による資金調達方法について考えてみたい。

まずは中国でのリースの定義についてであるが、以下2つに大別できる。

### 1. ファイナンスリース：

- ・ 一般的に、リース期間中に途中解約ができず、リース期間満了時にリース物件の優先購入権があり、リース期間中にコストの大部分が回収されるリース料設定になっているリース。
- ・ 中国では、レシーが指定した規格・性能などの条件に応じてレッサーがリース物件を賃貸し、リース期間満了時にレッサーが残存価値での物件購入権を有するリースと規定

### 2. オペレーティングリース：ファイナンスリース以外の全てのリース。

次に会計・税務処理であるが、以下の通り日本のリースと比べるとメリットが小さく、銀行から資金を調達し、設備を購入するのと同じ効果。且つリース会社の収益、税務負担が加わるのでコストアップになる。

- ① ファイナンスリースの場合、賃貸借処理が認められず、会計上のメリットがない
- ② リース料のうち減価償却額を超える部分は損金計上が認められない
- ③ リース利用による加速度償却が認められない
- ④ リース会社の資金調達は限定的

|                | ファイナンスリース          |                        | オペレーティングリース        |                  |
|----------------|--------------------|------------------------|--------------------|------------------|
|                | レッサー               | レシー                    | レッサー               | レシー              |
| 会計処理           | リース固定資産<br>リース未収入金 | リース受入固定資産<br>リース未払金    | リース固定資産<br>リース未収入金 | 資産計上せず（注記は必要）    |
| 費用計上<br>（税務処理） | ファイナンス収入           | 支払リース料（減価償却超過分は損金参入不可） | オペレーティング収入         | 支払リース料（全額損金参入可能） |
| 減価償却           | あり                 | あり                     | あり                 | なし               |
| 営業税の課税         | 設備の取得原価控除後の金額に5%課税 |                        | 受取リース料全額に5%課税      |                  |



次に 2005 年 3 月に規制緩和されたリース会社の設立認可基準をみてみよう。

|        | ファイナンスリース会社                                                                                                                                    | オペレーティングリース（レンタル）会社                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可形態   | 合併、合作経営、独資とも可                                                                                                                                  | 合併、合作経営、独資とも可                                                                                  |
| 出資者の資格 | ○総資産が 500 万米ドルを下回らないこと                                                                                                                         | ○総資産が 500 万米ドルを下回らないこと                                                                         |
| 設立手続き  | ○設立予定地の省級商務部門に F/S、契約書、定款などを一括申請<br>○省級商務部門は全ての文書を受理した日から 15 業務日以内に初步審査の上、商務部に報告、商務部は 45 業務日以内に認可・不認可を決定                                       | ○設立予定地の省級商務部門に F/S、契約書、定款などを一括申請<br>○省級商務部門は全ての文書を受理した日から 45 業務日以内に認可・不認可を決定（認可後 7 日以内に商務部に届出） |
| 設立条件   | ○1 千万米ドル以上<br>○リース資産は、一般に純資産総額の 10 倍まで（国際リース資産と委託リース資産を除く）<br>○専門人員・高級管理者は、専門的資質及び 3 年以上の業務経験があること<br>○既存外商投資企業の兼業も可                           | ○有限責任会社は 3 万元以上（株式会社は 1 千万元以上）<br>○借入は、登録資本と総投資額の規定によりその差額が限度                                  |
| 経営範囲   | ○ファイナンスリース業務、リース業務、国内外からのリース財産の購入、リース財産の売却・メンテナンス、リース取引のコンサルティング・保証、認可を得た他業務<br>○直接リース、転リース、リースバック、レバレッジドリース、委託リース、シンジケートリース等の形式でのファイナンスリース業務。 | ○リース業務、国内外でのリース財産の購入、リース財産の売却・メンテナンス、認可を得たその他の業務<br>○既存外商投資企業の兼業も可                             |
| 対象設備   | ○生産設備、通信・医療・科学研究・検査測定・工事機械・事務設備等の各種動産<br>○航空機、自動車、船舶等の各種交通手段<br>○上記に付帯するソフトウェア、技術等。<br>但しリース資産の 50% 以下                                         | ○同左                                                                                            |
| 経営期限   | 一般に 30 年まで                                                                                                                                     | 一般に 30 年まで                                                                                     |
| 分公司    | ○規定なし（一般の外商投資企業と同様工商行政管理局での変更登記により設立可）                                                                                                         | ○規定なし（一般の外商投資企業と同様工商行政管理局での変更登記により設立可）                                                         |
| 外貨管理   | ○規定なし（国の外貨関連規定により執行）                                                                                                                           | ○規定なし（国の外貨関連規定により執行）                                                                           |
| 税制     | ○規定なし（企業所得税の優遇なし）<br>○ファイナンスリースの生産設備輸入は、レッシュに免税条件があれば免税輸入可                                                                                     | ○規定なし（企業所得税の優遇なし）<br>○生産設備輸入は課税                                                                |
| 管轄法規   | 「外商投資リース業管理弁法」2005 年 3 月 5 日施行                                                                                                                 | 「外商投資リース業管理弁法」2005 年 3 月 5 日施行                                                                 |

次に日系リース会社の事業展開であるが、現状は上記規制緩和を受けた第三次進出ブームとなっている。

#### ①第一次ブーム：80 年代～90 年頃

- ・ 日系金融機関、商社が出資母体となった合併リース会社。地方政府、地方金融機関の保証を基に、国有企業向けに生産設備、自動車、小型プラント等をリース。
- ・ 88～89 年の金融引締めにより、国有企業の経営が悪化しリース料の延滞が増加。地方政府・地方金融機関の保証が履行されず、リース資産が不良化。撤退を余儀なくされる。

#### ②第二次ブーム：90 年代後半

- ・ インフラ投資の活発化を背景として、建設機械、鉄道設備等、特定のインフラ関連設備を対象としたリース会社

#### ③第三次ブーム：2005 年 3 月以降

- ・ 2005 年 3 月に施行された「外商投資リース業管理弁法」による、メーカー系、メーカー系金融法人を出資母体とした独資のリース会社。P C ・ O A 機器、建設機械、通信機器、医療機器等自社グループ製品、特に高価格の中国市場での内販を目的と販売金融が中心。

最後にリース会社が海外に所在する国際リースに関し解説してみたい。国際リースの場合、国内リース利用に比べ、外貨管理規制、輸入税、企業所得税の取り扱いが加わる。リースに類似した割賦販売も同時に比較してみたい。

|                   | 会計処理       | 税務処理             | 輸入税（関税・増<br>値税）                | 企業所得税（源<br>泉税）                      | 外貨管理規制                                     |
|-------------------|------------|------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------|
| 国際ファイナ<br>ンスリース   | 資産計上       | 減価償却費用<br>内で損金参入 | 奨励業種の場合<br>免税                  | 設備の取得原<br>価控除後の金<br>額に10%課税         | 外債登記必要<br>投注差（総投資—資<br>本金）の範囲内             |
| 国際オペレー<br>ティングリース | 資産計上<br>せず | リース料全額<br>を損金参入  | 貸与の為保税。税<br>関の事後検査有<br>期間終了後返却 | リース料全体<br>に営業税5%、<br>企業所得税<br>10%課税 | 外債登記不要<br>投注差（総投資—資<br>本金）の対象外             |
| 国際割賦販売            | 資産計上       | 減価償却費用<br>内で損金参入 | 奨励業種の場合<br>免税                  | 源泉税の対象<br>外                         | 外債登記不要<br>投注差（総投資—資<br>本金）の対象外<br>延払外債登記必要 |

以上から、ユーザーとしては、ファイナンスリース（国内・国際共）は銀行からの資金調達による自社での設備購入と同じ手続きが必要で、効果も同じといえ、且つリース会社の収益と税金が加わるのでコストアップになる。しかし、資金調達手段の多様化を図る目的で、特定の機械設備購入（国内の場合）を検討している企業には有効と思われる。

オペレーティングリース（国内・国際共）は、資金調達手段の多様化が図れ、オフバランス効果も期待できるが、税金負担が重いのでコストに見合うかが課題になる。

国際割賦販売は、資金調達手段の多様化が図れ、投注差の対象外で、税金負担もないが、外貨管理局で延払い外債登記が必要で、上限は原則前年の輸入額の10%となり、また為替リスクの問題にも留意が必要である。

（中国業務支援室 赤坂 恵司）

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

| 日付         | Open   | Range         | Close  | 前日比     | JPY<br>Close | 前日比    | HKD<br>Close | 前日比     | EUR<br>Close | 前日比     | 金利<br>(1wk) | 上海A株<br>指数 | 前日比    |
|------------|--------|---------------|--------|---------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|---------|-------------|------------|--------|
| 2006.07.24 | 7.9840 | 7.9837~7.9879 | 7.9871 | 0.0051  | -            | -      | 1.02658      | -0.0006 | -            | -       | 2.6689      | 1751.35    | 0.65   |
| 2006.07.25 | 7.9780 | 7.9870~7.9890 | 7.9872 | 0.0001  | -            | -      | 1.02695      | 0.0004  | -            | -       | 2.6729      | 1771.81    | 20.46  |
| 2006.07.26 | 7.9882 | 7.9837~7.9888 | 7.9847 | -0.0025 | -            | -      | 1.02631      | -0.0006 | -            | -       | 2.6669      | 1773.06    | 1.26   |
| 2006.07.27 | 7.9805 | 7.9740~7.9808 | 7.9748 | -0.0099 | 6.8850       | 0.0148 | 1.02590      | -0.0004 | -            | -       | 2.6924      | 1761.02    | -12.04 |
| 2006.07.28 | 7.9783 | 7.9703~7.9787 | 7.9705 | -0.0043 | -            | -      | 1.02560      | -0.0003 | 10.1193      | -0.0022 | 2.6853      | 1747.13    | -13.89 |

## トピックス

### 【24日】

- 余永定 中銀金融政策委員会委員は22日、外貨準備の増加ペースを抑制するため、人民元相場の決定で市場原理をさらに導入すべきであり、国際収支の黒字を削減するため、海外直接投資や輸出を優遇する政策を廃止すべきであるとの見解を示した。

### 【25日】

- 新華社が報じたところによると、胡錦濤 国家主席は、下半期に急速な固定資産投資の伸びを抑制する対策を講じるよう求めた。
- 中国紙によると、魏本華 国家外為管理局(SAFE)副局長は、輸入や対外債務返済のために十分な外貨準備を維持する必要がある、外国人投資家が配当を本国に送金することを認めるべきであるとの見解を示した。
- 中国紙によると、胡景岩 商務部外国投資管理局局長は、外国からの投資誘致を制限し、経済安全保障上の脅威につながるような外国人投資家による中国企業買収を抑制すべきであるとの見解を示した。
- 韓永文 国家発展改革委員会報道官は、製造部門の今年上半期の固定資産投資が年率40%以上のペースで増加したと指摘した上で「中国の経済構造や成長モデルに根本的な変化は起きておらず、投資・生産の過剰な拡大は、必然的に資源・環境への圧力を強め、経済の円滑な推移に悪影響を及ぼす」と述べた。

### 【26日】

- 中国紙が報じたところによると、邱曉華 国家統計局局長は、同国の経済は下期も急速な成長ペースを維持する見込みだが、信用や投資の過剰な伸びに対処する必要があるとの見解を示した。
- 温家宝 首相は、経済の過熱を防ぐため「強力な措置」が必要であるとし「為替レートの柔軟性を徐々に高めるため、人民元為替レート形成する仕組みを改善すべきだ」と述べ、今後人民元の柔軟性を高めていく意向を示した。
- 余永定 中銀金融政策委員会委員は、力強い経済成長が輸出に関連した雇用喪失の影響を和らげるため、市場原理による人民元一段の上昇を容認する余地があるとの認識を示した。また、これまでに実施した経済政策が奏功しなければ、投資抑制のため政府は厳しい行政措置を強いられる可能性があるとの指摘する一方で、当局がもう一度通貨を切り上げることはないとした。
- 人民元問題で対中制裁関税法案を共同提出した米上院のシューマー議員と同グラム議員は、中国政府が9月末までに人民元相場を大幅に上昇させなければ、法案の採決を求める方針を明らかにした。

### 【27日】

- 上海証券報は、8月に新しい金融デリバティブ取引所が正式に完成する見通であると報じた。中国株の指数先物の取引開始時期については、今年後半から来年始めになるとしている。
- 国家発展改革委員会(NDRC)は、2006年1~9月のGDPは前年同期比+10.8%(1~6月期:同+10.9%)、総固定資産投資は同+28.5%、輸出は同+23.7%、輸入は同+20.5%、貿易黒字は1000億米ドル、小売売上高は同+13.4%となるとの見通しを示した。また、第3四半期の鉱工業生産は、前年同期比+18.0%、CPIは同+1.7%との予想を示した。
- 米格機関S&Pは、銀行セクター強化に向けた継続的努力と、経済の自由化及び改革路線が維持されていることを理由に、中国の長期ソブリン信用格付けを「Aマイナース」から「A」に引き上げ、見通しを「安定的」としたことを明らかにした。
- 米議会の上下両院合同経済委員会は、中国経済に関する報告書を公表し、中国経済が成長を維持する上での課題について、(1)少子高齢化(2)不正の横行、法の支配の弱さ(3)国有企業の財政逼迫(4)不健全な銀行部門(5)経済の不均衡を挙げ、これらの問題が解消されなければ、世界経済に悪影響が及ぶ恐れがあるとした。

### 【28日】

- 唐旭 中銀研究局長は「現在の(人民元の変動幅はまだ十分に利用されていないため、(変動幅拡大の)必要はない。まだ余地がある」「人民元の柔軟性は高まっているが、さらに拡大すべきだと思う」と述べた。

## RMB レビュー&アウトルック

- 24日、1米ドル7.9840円で寄り付いた人民元は、前週に引続き急速に値を上げ、週末には制度変更後最高値を更新する7.9703円を示現している。為替変動幅の拡大については、現状の対ドル値幅である中銀基準値±0.3%が十分に活用されていない為必要ないとの意見も出されているものの、先週は温家宝首相を始め、市場に為替レートの決定を委ねる為に一層の柔軟性拡大を図るの方針の表明が相次いだことから、変動幅の拡大も検討されているとの思惑が高まった。中国のメディアの論調も人民元上昇を容認する物が目立ってきた点にも注目が必要だろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されております。